

虐待防止のための指針

令和6年1月

東京歯科大学すがの訪問看護ステーション

1. 基本的考え方

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対して、研修を実施する等の措置を講じます。

利用者に対する虐待の禁止、虐待の未然防止、早期発見及び虐待等への迅速かつ適切な対応の措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めるとともに、ステーションにおける高齢者の虐待を防止するために職員へ研修を実施します。

2. 虐待の定義

虐待とは、利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、前(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上あるいは法令上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待の防止に関する体制・責務等

(1) 虐待の防止に関する統括及び責任者は管理者とします。

(2) 責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するために職員に対する研修を実施します。

(3) 責任者は、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進します。

- (4) 責任者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

市川市福祉部地域包括支援課 電話047-712-8556 -
市川市高齢者サポートセンター（別紙）

4. 虐待防止検討委員会等の設置

虐待の発生防止及び早期発見への組織的な対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置するとともに、虐待の防止に関する必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止検討委員会」とする。

- (2) 委員会は、以下の委員で構成する。

① 委員長は、管理者が務める。

② 委員長が指名するすがの訪問看護ステーションの職員、若干名とする。

③ 東京歯科大学市川総合病院「虐待・DV対応委員会」委員、若干名とする。

- (3) 委員会の開催は年1回以上とする。なお、虐待事案発生時等必要な際は、委員長が招集し随時開催する。

- (4) 委員会の審議事項

① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

② 虐待防止のための指針の整備に関すること

③ 職員の人権意識を高め、虐待の防止のための研修に関すること

④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤ 職員が虐待等を把握した場合の対応に関すること、及び市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること、及びその効果についての評価に関すること

⑦ 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。

⑧ その他人権侵害、虐待の防止に関すること。

5. 虐待の防止のための職員研修に関する方針

虐待の防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修を実施します。

- (1) 研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発す

とともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待の防止を徹底する。

(2) 職員の研修は原則年1回、及び職員採用時に実施する。

(3) 研修の実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法

(1) 虐待の早期発見

① 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等へ報告する。

② 虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めること。

(2) 虐待発見時の対応方法

① 虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をし、利用者や家族に十分に配慮すること。

② 被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすなど、速やかに組織的な対応を図ること。

③ 行政に通報、相談する。

④ 発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等一層の徹底を図ることに努める。

7. 成年後見制度の利用支援

判断能力が不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内します。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待に関する苦情を受け付ける窓口を設置し、迅速に対応します。

9. 職員等が留意すべき事項

職員等は、当ステーションの基本理念や利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意します。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、ステーションとしての社会的な信頼を著しく損なうことやその後の事業経営において大きな困難

を抱えることになる問題として十分に認識する必要があります。

(1) 意識の重要性

- ① 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ② 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- ③ 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ① 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりと思いつまないこと。
- ② 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ③ 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- ④ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ⑤ 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ⑥ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

10. 本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにするとともに、当ステーションのホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できます。